

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）※安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）による改正後時点（令和五年四月一日時点）・・ 10
- 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）（抄）・・ 12
- エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）（抄）・・ 13
- エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）（抄）※安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律による改正後時点（令和五年四月一日時点）・・ 14
- 鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令（平成二十三年政令第四百十三号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄）※安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律による改正後時点（令和五年四月一日時点）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（抄）※高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和四年政令第三百六十四号）による改正後時点（令和五年三月二十日時点）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）※安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律による改正後時点（令和五年四月一日時点）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令（昭和三十四年政令第二百四十号）（抄）・・・・・・・・・・・・ 19
- 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）（抄）・・・・・・・・・・・・ 20
- 首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

○首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）（抄）	21
○近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）（抄）	21
○近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）（抄）	21
○都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）（抄）	22
○都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）	22
○風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）（抄）	22
○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）	23
○文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（抄）	23
○文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）	23
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）（抄）	24
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）（抄）	24
○電源開発促進税法施行令（昭和四十九年政令第三百三十九号）（抄）	25
○電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）（抄）	25
○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）（抄）	26
○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）	26
○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）	37
○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二 五十二号）（抄）	40
○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号） （抄）	40
○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）（抄）	40
○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）	41
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）	41
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）	42
○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）（抄）	42
○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	43

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（抄）	43
○ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）（抄）※安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律による改正後時点（令和五年四月一日時点）	44
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	44
○ 薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）（抄）	45
○ 財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）（抄）	46
○ 国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）（抄）	47
○ 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）（抄）	48
○ 総合資源エネルギー調査会令（平成十二年政令第二百九十三号）（抄）	48
○ 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（抄）	49
○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第三百三十七号）（抄）	50

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（抄）

（定義）

第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める熱は、燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱のみを発生させる設備から発生する熱であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該熱を発生させた者が自ら使用するものであること。

二 当該熱のみを供給する者から当該熱の供給を受けた者が使用するものであること。

2 法第二条第一項の政令で定める電気は、燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気のみを発生させる発電設備から発生する電気であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該電気を発生させた者が自ら使用するものであること。

二 当該電気のみを供給する者から当該電気の供給を受けた者が使用するものであること。

（特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量）

第二条（略）

2 法第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）とする。

（第一種指定事業者等の要件）

第五条（略）

2 法第十一条第一項第一号、第二十二條第一項第一号、第三十三條第一項第一号及び第四十一條第一項第一号の政令で定めるものは、事務所の用途に供する工場等とする。

（特定事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会）

第七条 法第十七条第五項、第二十八條第五項及び第三十九條第五項の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネルギー調査会とする。

2 第五条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもののみを設置している特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第十七条第五項、第二十八條第五項又は第三十九條第五項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（略）

3 第五条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもの及び同項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの又は同項各号に定める業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等を設置している特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第十七条第五項、第二十八条第五項又は第三十九条第五項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、前二項の規定にかかわらず、総合資源エネルギー調査会及び次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)

(エネルギー管理士免状に関する事務の委託)

第八条 法第五十二条第一項の規定による委託は、次に定めるところにより行うものとする。

一・二 (略)

2 経済産業大臣は、指定試験機関に法第五十一条第一項第二号の規定による認定の事務を委託することができない。

(登録調査機関の登録の有効期間)

第九条 法第八十七条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第十条 法第一百一条第一項の政令で定める貨物の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)

(特定貨物輸送事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第十一条 法第一百四十三条第三項、第二百二十八条第三項、第三百三十三条第三項及び第四百四十二条第三項の審議会等で政令で定めるものは、交通政策審議会とする。

(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量)

第十二条 法第九十九条第一項の政令で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量は、当該年度において貨物輸送事業者に輸送させる貨物(当該荷主以外の者であつて法第一百五十二条第二号に掲げるものがその輸送の方法等を実質的に決定しているものを除き、当該荷主が同号に掲げる者としてその輸送の方法等を実質的に決定しているものを含む。)ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量とする。

2 法第九十九条第一項の貨物の年度の輸送量についての政令で定める量は、三千万トンキロとする。

(特定荷主等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第十三条 法第百十二条第三項及び第百十六条第三項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)

2 前項の表の上欄に掲げる大臣以外の主務大臣が法第百十二条第三項又は第百十六条第三項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネルギー調査会とする。

(特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第十四条 法第百二十五条第一項の政令で定める旅客の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)

(認定管理統括貨客輸送事業者の認定に係る輸送能力の合計及び基準)

第十五条 法第百三十条第一項第二号の政令で定める輸送能力の合計は、第十条の表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲げる輸送能力を国土交通省令で定めるところにより車両数に換算した数及び前条の表の上欄に掲げる旅客の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲げる輸送能力を国土交通省令で定めるところにより車両数に換算した数の合計とする。

2 法第百三十条第一項第二号の政令で定める基準は、三百両とする。

(特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及び基準)

第十六条 法第百三十九条第一項の政令で定める輸送能力は、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項の航空運送事業の用に供する航空機(過去一年間に本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているものに限る。)の最大離陸重量の合計とする。

2 法第百三十九条第一項の政令で定める基準は、九千トンとする。

(空気調和設備等)

第十七条 法第百四十三条の政令で定める建築設備は、次のとおりとする。

一 四 (略)

(特定エネルギー消費機器)

第十八条 法第百四十五条第一項の政令で定めるエネルギー消費機器は、次のとおりとする。

一 乗用自動車(揮発油、軽油又は液化石油ガスを燃料とするもの及び電気を動力源とするもの(燃料を使用するものを除く。))に限り、二輪のもの(側車付きのものを含む。)、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。次条において同じ。)

二〇二七七 (略)

二十八 電球（安定器又は制御装置を有するもの及び白熱電球に限り、定格電圧が五〇ボルト以下のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十九 (略)

(特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件)

第十九条 法第四十六條第一項の政令で定める要件は、年間の生産量又は輸入量（国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

(略)

(特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等及び特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第二十条 法第四十六條第三項、第四十八條第三項、第五十一條第三項及び第五十三條第三項の審議会等で政令で定めるものは、経済産業大臣にあつては総合資源エネルギー調査会、国土交通大臣にあつては交通政策審議会とする。

(特定熱損失防止建築材料)

第二十一条 法第五十條第一項の政令で定める熱損失防止建築材料は、次のとおりとする。

一 (略)

二 サッシ（鉄製又は木製のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

三 (略)

(特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件)

第二十二条 法第五十一條第一項の政令で定める要件は、年間の生産量又は輸入量（国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

(略)

(報告及び立入検査)

第二十三条 経済産業大臣は、法第六十二條第一項の規定により、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等につき、次の事項に関し報告させることができる。

一〜四 (略)

2 経済産業大臣は、法第六十二條第一項の規定により、その職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用

する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十四条 経済産業大臣は、法第六十二条第二項の規定により、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に対し、その設置している工場等につき、次の事項に関し報告させることができる。

一（四）（略）

2 経済産業大臣は、法第六十二条第二項の規定により、その職員に、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者が設置している工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十五条 主務大臣は、法第六十二条第三項の規定により、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は法第四十六条第一項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）（次項並びに第三十二条第三項及び第四項において「特定事業者等」という。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次項において同じ。）につき、次の事項に関し報告させることができる。

一・二（略）

三 エネルギーの使用の合理化に関する設備の状況その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

2 主務大臣は、法第六十二条第三項の規定により、その職員に、特定事業者等が設置している工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備並びにこれらの関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十六条 国土交通大臣は、法第六十二条第六項の規定により、貨物輸送事業者、旅客輸送事業者又は航空輸送事業者（次項において単に「輸送事業者」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一（三）（略）

2 国土交通大臣は、法第六十二条第六項の規定により、その職員に、輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十七条 国土交通大臣は、法第六十二条第七項の規定により、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者、管理関係貨客輸送事業者、法第三十四条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者（特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。）又は特定航空輸送事業者（次項において「特定貨物輸送事業者等」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一・二（略）

三 貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

2 国土交通大臣は、法第六十二条第七項の規定により、その職員に、特定貨物輸送事業者等の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十八条 経済産業大臣は、法第六十二条第八項の規定により、荷主に対し、当該荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 経済産業大臣は、法第六十二条第八項の規定により、その職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及び帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十九条 主務大臣は、法第六十二条第九項の規定により、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主又は法第一百七十七条第一項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。）（以下この条において「特定荷主等」という。）に対し、当該特定荷主等が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 (略)

二 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

2 主務大臣は、法第六十二条第九項の規定により、その職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第三十条 経済産業大臣（自動車にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この条において同じ。）は、法第六十二条第十項の規定により、特定エネルギー消費機器等製造事業者等（特定エネルギー消費機器等の製造又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等につき、次の事項に関し報告させることができる。

一・三 (略)

2 経済産業大臣は、法第六十二条第十項の規定により、その職員に、特定エネルギー消費機器等製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等、当該特定エネルギー消費機器等の製造のための設備、当該特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費効率又は寄与率の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、法第六十二条第十項の規定により、特定熱損失防止建築材料製造事業者等（特定熱損失防止建築材料の製造、加工又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料につき、次の事項に関し報告させることができる。

一〇三 (略)

4 経済産業大臣は、法第六十二条第十項の規定により、その職員に、特定熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料、当該特定熱損失防止建築材料の製造又は加工のための設備、当該特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

(手数料)

第三十一条 法第六十三条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

納めなければならない者	金額
一〇四 (略)	(略)
五 法第二十条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千円
六 法第二十三条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千円
七 法第二十五条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千円
八 法第三十一条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千円
九 法第三十四条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千円
十 法第三十六条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千円
十一 法第四十二条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千円
十二 法第四十四条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者	一万七千円

<p>十三 (略)</p> <p>十四 法第五十一条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者</p>	<p>(略)</p> <p>四千八百円(電子申請(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。))による場合にあつては、三千九百五十円)</p>
<p>十五 (略)</p> <p>十六 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>

(権限の委任)

第三十二条 法第七条第一項及び第三項から第六項まで、第八条第三項、第九条第三項、第十条第一項から第三項まで、第十一条第二項、第十二条第三項、第十三条第一項から第四項まで、第十四条第三項、第十八条第一項から第四項まで、第十九条第三項、第二十条第三項、第二十一条第一項から第三項まで、第二十二条第二項、第二十三条第三項、第二十四条第一項から第四項まで、第二十五条第三項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第三項、第三十一条第三項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第二項、第三十四条第三項、第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条第三項、第四十条第一項から第三項まで、第四十一条第二項、第四十二条第三項、第四十三条第一項から第四項まで、第四十四条第三項、第九十九条第一項から第五項まで、第一百零三条第一項及び第二項並びに第一百六十二条第一項、第二項及び第八項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は工場等の所在地を管轄する経済産業局長に、法第四十六条第一項及び第四項(法第四十七条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第四十七条第一項から第三項まで、第一百七十七条第一項及び第四項(法第一百八十条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)並びに第一百八十条第一項から第三項までの規定に基づく経済産業大臣の権限(連携省エネルギー措置を行う工場等を設置している者又は荷主連携省エネルギー措置を行う荷主のそれぞれの主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみに存する場合におけるこれらの措置に係るものに限る。以下この項において同じ。))は、工場等を設置している者又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に、それぞれ委任されるものとする。ただし、経済産業大臣が法第二十九条第一項及び第二項並びに第一百三十一条第一項及び第二項の規定に基づく権限並びに法第四十六条第一項及び第四項、第四十七条第一項から第三項まで、第一百七十七条第一項及び第四項並びに第一百八十条第一項から第三項までの規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

2 法第一百条、第二百二十四条並びに第一百六十二条第六項及び第七項の規定に基づく国土交通大臣の権限(航空輸送事業者に係るものを除く。)、

法第百一条、第百二条、第百三条第一項、第百四条第一項及び第二項、第百二十五条、第百二十六条、第百二十七条第一項、第百二十八条第一項及び第二項、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条第一項、第百三十三条第一項及び第二項並びに第百三十七条の規定に基づく国土交通大臣の権限並びに法第百三十四条第一項及び第四項（法第百三十五条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第百三十五条第一項から第三項までの規定に基づく国土交通大臣の権限（貨客輸送連携省エネルギー措置を行う貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者のそれぞれの主たる事務所が一の地方運輸局の管轄区域内のみに存する場合における当該貨客輸送連携省エネルギー措置に係るものに限る。以下この項において同じ。）は、貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第八十六号に掲げる事務及び同号に掲げる事務に係る同項第十九号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）に委任されるものとする。ただし、国土交通大臣が法第百三十条の規定に基づく権限、法第百三十四条第一項及び第四項並びに第百三十五条第一項から第三項までの規定に基づく権限並びに法第百六十二条第七項の規定に基づく権限（航空輸送事業者に係るものを除く。）を自ら行うことを妨げない。

3 法第六条、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項から第四項まで、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項から第四項まで、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第四十九条、第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第八十三条第三項、第八十八条、第一百条、第一百一十一条第一項、第一百二十二条第一項及び第二項、第百十四條、第百十五條第一項、第百十六條第一項及び第二項、第百二十條並びに第百六十二条第三項及び第九項の規定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が法第百六十二条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

（略）

4 法第六条、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項から第四項まで、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項から第四項まで、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第四十九条、第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第八十三条第三項、第八十八条、第一百条、第一百一十一条第一項、第一百二十二条第一項及び第二項、第百十四條、第百十五條第一項、第百十六條第一項及び第二項、第百二十條並びに第百六十二条第三項及び第九項の規定に基づく金融庁長官の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この項において同じ。）又は特定事業者等が設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）の所在地を管轄する財務局長に委任されるものとする。ただし、金融庁長官が法第百六十二条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）※安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）による改正後時点（令和五年四月一日時点）

（定義）

第二条 この法律において「エネルギー」とは、化石燃料及び非化石燃料並びに熱（政令で定めるものを除く。以下同じ。）及び電気をいう。

2 3 6 （略）

（特定事業者の指定）

第七条 （略）

2 前項のエネルギーの年度の使用量は、政令で定めるところにより算定する。

3 3 7 （略）

（エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項）

第四百九条 エネルギー消費機器等のうち、自動車（エネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）その他我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器であつてそのエネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定エネルギー消費機器」という。）及び我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器に係る関係機器であつてそのエネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なもの（以下「特定関係機器」という。）については、経済産業大臣（自動車及びこれに係る特定関係機器にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この章及び第六十六条第十項において同じ。）は、特定エネルギー消費機器及び特定関係機器（以下「特定エネルギー消費機器等」という。）ごとに、そのエネルギー消費性能又はエネルギー消費関係性能（以下「エネルギー消費性能等」という。）の向上に関しエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 （略）

（熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準となるべき事項）

第五十四条 熱損失防止建築材料のうち、我が国において大量に使用され、かつ、建築物において熱の損失が相当程度発生する部分に主として用いられるものであつて前条に規定する性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定熱損失防止建築材料」という。）については、経済産業大臣は、特定熱損失防止建築材料ごとに、当該性能の向上に関し熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準

となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

## 2 (略)

(報告及び立入検査)

第六十六条 経済産業大臣は、第七条第一項及び第五項、第十条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第四項、第二十二條第一項及び第三項、第二十五條第一項及び第三項、第三十四條第一項及び第三項、第三十七條第一項及び第三項、第四十三條第一項及び第三項並びに第四十六條第一項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、工場等においてエネルギーを使用する事業者を行う者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、第八条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四條第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十六条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十四條第一項、第四十五条第一項及び第四十七條第一項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第三章第一節(第七条第一項及び第五項、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項、第十二條第一項、第十三條第一項及び第三項、第十四條第一項、第十九條第一項及び第四項、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項及び第三項、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五条第一項及び第三項、第二十六条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四條第一項及び第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七條第一項及び第三項、第三十八條第一項、第四十三條第一項及び第三項、第四十四條第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第三項、第四十七條第一項並びに第五十四條を除く。)の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は第五十条第一項の認定を受けた者(特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。)に対し、その設置している工場等(特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。)における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

## 4 (略)

7 国土交通大臣は、第四章（第二百五条第一項及び第四項、第一節第二款、第二百二十九条第一項及び第四項、第四百二十二条並びに第四百十三条第一項及び第五項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者、管理関係貨客輸送事業者、第三百三十八条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者（特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。）若しくは特定航空輸送事業者（以下この項において「特定貨物輸送事業者等」という。）に対し、貨物若しくは旅客の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定貨物輸送事業者等の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所若しくは輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8 (略)

9 主務大臣は、第四章第一節第二款（第一百三十三条第一項及び第四項並びに第二百二十五条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主若しくは第二百二十一条第一項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。）（以下この項において「特定荷主等」という。）に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10 12 (略)

(主務大臣等)

第百七十一条 (略)

2 4 (略)

5 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

6 (略)

○原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）（抄）

(定義)

第三条 この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

一 (略)

二 「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であつて、政令で定めるものをいう。

三〇五 (略)

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）（抄）

(燃料製品)

第一条 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）

第二条 第一項第三号の政令で定めるものは、揮発油、灯油、軽油、重油、石油ガス、可燃性天然ガス製品及びコークスとする。

(原油等から製造される燃料)

第三条 法第二条第二項の政令で定めるものは、揮発油、灯油、軽油、重油、石油アスファルト、石油コークス、可燃性天然ガス製品、コークス、コールタール、コークス炉ガス及び水素（原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭に由来するものに限る。）とする。

(特定燃料製品供給事業者が行う事業)

第六条 法第二条第八項の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一 ガス事業法第二条第十一項に規定するガス事業であつて、可燃性天然ガス（液化したものに限る。第九条第一号及び第十条第一号において同じ。）を原料として可燃性天然ガス製品の製造をして供給するもの

二 揮発油、灯油、軽油又は重油（第九条第二号及び第十条第二号において「揮発油等」という。）の製造をして供給する事業

(使用する化石エネルギー原料の数量の要件)

第九条 法第十一条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(使用する化石エネルギー原料の数量の算定方法)

第十条 法第十一条第二項の政令で定めるところにより算定する同条第一項の前事業年度における使用する化石エネルギー原料の数量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量とする。

一・二 (略)

(報告及び立入検査)

第十一条 経済産業大臣は、法第十五条第一項の規定により、特定エネルギー供給事業者に対し、次の事項に関し報告させることができる。

一 (略)

二 非化石エネルギー源の利用量、非化石エネルギー源の利用に関する設備の状況、再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法に関する事項その他の非化石エネルギー源の利用に関する事項

2 経済産業大臣は、法第十五条第一項の規定により、その職員に、特定エネルギー供給事業者の事務所、工場又は事業場に立ち入り、電気の供給又は燃料製品の製造及び供給に関する設備並びにこれらの関連施設並びに係帳簿書類を検査させることができる。

第十二条 経済産業大臣は、法第十五条第一項の規定により、特定燃料製品供給事業者に対し、次の事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 経済産業大臣は、法第十五条第一項の規定により、その職員に、特定燃料製品供給事業者の事務所、工場又は事業場に立ち入り、燃料製品の製造及び供給に関する設備並びにこれらの関連施設並びに係帳簿書類を検査させることができる。

○エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）（抄）※安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律による改正後時点（令和五年四月一日時点）

（定義）

第二条 この法律において「エネルギー供給事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一・二 (略)

三 燃料製品供給事業者（化石エネルギー原料から製造される石油製品、可燃性天然ガス製品その他の製品のうち、燃焼の用に供されるものとして政令で定めるもの（以下「燃料製品」という。）の製造（第三者に委託して製造することその他の製造に準ずる行為として燃料製品の種類ごとに政令で定める行為を含む。第七条において同じ。）をして供給する事業を行う者をいう。第八項において同じ。）

2 この法律において「非化石エネルギー源」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として利用することができるもののうち、化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料（その製造に伴い副次的に得られるものであって燃焼の用に供されるものを含み、水素その他政令で定めるもの（第九条において「水素等」という。）を除く。）であつて政令で定めるものをいう。第四項及び第五項において同じ。）以外のものをいう。

3 (略)

4 この法律において「エネルギー源の環境適合利用」とは、電気、熱若しくは燃料製品のエネルギー源として非化石エネルギー源を利用すること（電気事業者又は熱供給事業者にあつては、エネルギー源として非化石エネルギー源を利用した電気又は熱を他の者から調達することを含む。）又は電気事業者が電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生する二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する措置（これに相当す

る措置を含む。)として経済産業省令で定めるものを行うこと(当該措置を行った他の者から電気を調達することを含む。)をいう。

5 57 (略)

8 この法律において「特定燃料製品供給事業者」とは、燃料製品供給事業者のうち、化石エネルギー原料の有効な利用が技術的及び経済的に可能であり、かつ、その促進が特に必要であるものとして政令で定める事業を行うものをいう。

(電気に係るエネルギー源の環境適合利用に関する情報の提供)

第十条 第七条第一項に規定する特定エネルギー供給事業者(他の者から調達する電気の量が政令で定める要件に該当する電気事業者に限る。)に対して電気の供給を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、当該特定エネルギー供給事業者の依頼に応じて、その供給した電気に係るエネルギー源の環境適合利用に関して必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第十七条 経済産業大臣は、第八条及び第十四条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定エネルギー供給事業者若しくは特定燃料製品供給事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定エネルギー供給事業者若しくは特定燃料製品供給事業者の事務所、工場若しくは事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 3 (略)

○鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令(平成二十三年政令第四百十三号)(抄)

鉱業法第六条の二の政令で定める鉱物は、次に掲げる鉱物とする。

- 一 海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱及び重晶石
- 二 (略)
- 三 アスファルト

○鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)(抄)※安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律による改正後時点(令和五年四月一日時点)

(特定鉱物)

第六条の二 この法律において「特定鉱物」とは、鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他国民経済上重要な鉱物であつてその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定める鉱物をいう。

(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の行う特定鉱物の試掘又は採掘に関する協力業務)

第七十条の三 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により特定鉱物のうち政令で定めるものの掘採に係る鉱業権の設定を受けた鉱業権者の依頼に応じて、当該特定鉱物の試掘又は採掘に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

○電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)(抄)※高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和四年政令第三百六十四号)による改正後時点(令和五年三月二十日時点)

(借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額)

第四条 法第二十八条の五十二第三項の政令で定める額は、千二百億円とする。

(機関債の発行の認可)

第二十一条 推進機関は、法第二十八条の五十二第一項の規定により機関債の発行の認可を受けようとするときは、機関債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 (略)

(報告の徴収)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 法第六十六条第六項の規定により経済産業大臣が自家用電気工作物を設置する者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 法第二十八条の三第一項の接続に係る発電用の自家用電気工作物における発電又はその発電による電気の供給に関する事項

四 (略)

4・5 (略)

(権限の委任)

第四十六条 (略)

2 法第百十四條第二項に規定する権限は、次に掲げるものを除き、委員会が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第百六條第八項及び第百七條第六項の規定による権限(法第二十八條の十四第一項、第二十八條の十五、第二十八條の四十一第三項、第二十八條の四十六第一項から第三項まで、第二十八條の五十二第一項及び第六項並びに第二十八條の五十六の規定に関するものを除く。)

3 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号及び第二十八号から第四十号までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇九 (略)	(略)
十 法第二十七條の二十七第一項及び第三項並びに法第二十七條の二十九において準用する法第二條の七第二項、第二十七條の二第二項、第二十七條の三及び第二十七條の二十五の規定に基づく権限であつて、発電事業者のうちその事業の用に供する発電用の電気工作物についてその出力の合計が二百万キロワット以下であり、かつ、当該発電用の電気工作物が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものであるものに関するもの	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長
十一 (略)	(略)
十二 法第二十八條の三の規定に基づく権限(同條第一項の接続に係る発電用の自家用電気工作物が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合に限る。)	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長
十三〇四十 (略)	(略)

4 (略)

○電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)(抄)※安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律による改正後時点(令和五年四月一日時点)

(定義)

第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇四 (略)

五 接続供給 次に掲げるものをいう。

イ (略)

ロ 電気事業の用に供する発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）以外の発電等用電気工作物（以下このロにおいて「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する他の者から当該非電気事業用電気工作物（当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を含む。）の発電又は放電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給すること（当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるものに限る。）。

六十三 (略)

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電等用電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電する事業であつて、その事業の用に供する発電等用電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五 十五の四 (略)

十六 電気事業 小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業、発電事業及び特定卸供給事業をいう。

十七・十八 (略)

23 4 (略)

(報告の徴収)

第六六条 (略)

23 5 (略)

6 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行った事業者又は登録調査機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

73 13 (略)

(権限の委任)

第六十四条 (略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第五五条、第六六条第九項及び第十項並びに第七七条第七項の規定による権限並びに第六六条第三項及び第八項並びに同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに第七七条第二項及び第六項並びに同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 〃 6 (略)

○商品先物取引法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号)(抄)

(商品の指定)

第一条 (略)

2 法第二条第一項第二号の政令で定める鉱物は、次に掲げる物品とする。

一 〃 五 (略)

六 希土類金属鉱

七 〃 三十三 (略)

○商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「商品」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第三条第一項に規定する鉱物その他政令で定める鉱物及びこれらを製錬し、又は精製することにより得られる物品

三 〃 四 (略)

2 〃 29 (略)

○首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令(昭和三十四年政令第二百四十号)(抄)

(地方税の不均一課税に伴う措置の適用のある場合)

第九条 法第三十三条の二に規定する政令で定める場合は、当該都市開発区域の指定の日から起算して五年(当該区域が当該期間内に当該都市開発区域に該当しないこととなる場合には、当該指定の日からその該当しないこととなる日までの期間)内に一の工業生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)で、これを構成する建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の取得価額の合計額が十億円を超え、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者(日々雇い入れられる者を除く。)の数が五十人を超えるものを新設し、又は増設した者について、当該新設し、若しくは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷

地である土地（当該都市開発区域の指定の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年内に、当該土地を敷地とする当該工場用の建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物にした場合に限る。以下同じ。）の取得に対して課する不動産取得税又は当該新設し、若しくは増設した設備に係る機械及び装置若しくは当該新設する場合とする。

○首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）（抄）

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第三十三条の二 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）第五条の規定その他政令で定める法律の規定が適用される場合を除き、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、都市開発区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

○首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）（抄）

（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）

第三条 法第七条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一（二十二）（略）

二十三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

二十四（三十四）（略）

○首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）（抄）  
（保全区域における行為の届出）

第七条（略）

2・3（略）

4 次に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

○近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）（抄）

（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）

第六条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～二十二（略）

二十三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

二十四～三十四（略）

○近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三百三号）（抄）

（近郊緑地保全区域における行為の届出）

第八条（略）

2・3（略）

4 次に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

○都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）（抄）

（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）

第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 一 二七 （略）

二十八 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

二十九 三十九 （略）

○都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）

（緑地保全地域における行為の届出等）

第八条 （略）

二 一 八 （略）

9 次に掲げる行為については、第一項、第二項、第七項後段及び前項の規定は、適用しない。

一 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち、当該緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして政令で定めるもの

二 一 九 （略）

（特別緑地保全地区における行為の制限）

第十四条 特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 一 五 （略）

二 一 九 （略）

○風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）（抄）  
（行為の制限）

第三条 (略)

2 (略)

3 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第一項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事等、その他の風致地区にあつては市町村の長にその旨を通知しなければならないものとする。

一 (略)

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）若しくは基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（建築等の規制）

第五十八条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。

2 (略)

○文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（抄）

（伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準）

第四条 (略)

2 5 (略)

6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市町村の教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。

一 (略)

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百一十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。）

○文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）

（伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護）

第百四十三条 市町村は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条又は第五条の二の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

254 (略)

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）（抄）

（公害防止管理者等の資格）

第十条 法第七条第一項第一号の政令で定める区分は別表第三の中欄に掲げるとおりとし、同号の政令で定める資格は当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（主務省令への委任）

第十一条の二 前条第二号又は別表第三の各項の下欄に規定する講習の実施に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（受験手数料）

第十三条 法第十二条の二第一項の受験手数料の額は、次の各号に掲げる国家試験の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 別表第三の一の項、三の項、五の項、七の項及び十二の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験並びに公害防止主任管理者試験 八千七百円

二 前号に規定する公害防止管理者試験以外の公害防止管理者試験 八千二百円

別表第三（第十条、第十一条の二、第十三条関係）

(略)	(略)	(略)
三	別表第二の三の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの 一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十一条第一項の規定によるエネルギー管理士免状の交付を受けている者 三 八 (略)
(略)	(略)	(略)

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）（抄）

（公害防止管理者等の資格）

第七条 公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者の資格は、次に掲げるとおりとする。

- 一 公害防止管理者及びその代理者 政令で定める区分ごとに行なう公害防止管理者試験に合格した者その他当該区分ごとに政令で定める資格を有する者

二 (略)

2 (略)

（受験手数料）

第十二条の二 国家試験を受けようとする者は、国（指定試験機関が試験事務の全部を行う場合にあつては、指定試験機関）に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 (略)

○電源開発促進税法施行令（昭和四十九年政令第三百三十九号）（抄）

（一般送配電事業者等が自ら使用した電気の電力量）

第四条 法第七条第一項第二号に掲げる電力量として政令で定めるところにより計量した電力量は、毎月の計量日（この項の規定により電力量を計量する日をいう。以下同じ。）において、一般送配電事業者等の発電所、営業所、事務所その他の場所における電気の需要設備（発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、燃料燃焼設備その他の発電のために直接使用される設備及び当該設備の運転に直接必要な設備を除く。）において前回の計量日における計量の時（新たに使用を開始した当該需要設備において使用した電気に係る電源開発促進税の計算の基礎となる電力量を最初に計量する場合にあつては、当該需要設備において最初に電気の使用を開始する時とし、当該需要設備において使用した電気に係る前月分の電源開発促進税の計算の基礎となる電力量を次項の規定により計算している場合にあつては、当該電力量の計算期間の終了の日の経過する時とする。）から当該毎月の計量日における計量の時までの間に使用した電気につき、当該電気の電力量を計量するために設けられた電力量計により計量した電力量とする。

2・3 (略)

○電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）（抄）

（課税標準及び税額の申告）

第七条 (略)

2 前項第二号に掲げる電力量は、当該電力量として政令で定めるところにより計量した電力量に相当する電力量とする。

○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）（抄）

（特定排出者）

第五条 法第二十六条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第十号から第十六号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。）とする。

一 事業所を設置している者であつて、その設置している全ての事業所（その者が法第二十六条第二項に規定する連鎖化事業者である場合にあっては、その同項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。次条において同じ。）の原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「省エネルギー令」とい

- う。) 第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。) の合計量が千五百キロリットル以上であるもの
- 二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下この条において「省エネルギー法」という。) 第一百一条第二項に規定する特定貨物輸送事業者
- 三 省エネルギー法第九十九条第二項に規定する特定荷主
- 四 省エネルギー法第一百三十三条第二項に規定する認定管理統括荷主(第八条第四項において単に「認定管理統括荷主」という。)であつて、貨物輸送事業者(省エネルギー法第九十九条第一項に規定する貨物輸送事業者をいう。次号において同じ。)に輸送させる貨物の年度の輸送量(省エネルギー令第十二条第一項で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量をいう。同号において同じ。)が三千万トンキロ以上であるもの
- 五 省エネルギー法第一百三十三条第二項第二号に規定する管理関係荷主(第八条第七項において単に「管理関係荷主」という。)であつて、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が三千万トンキロ以上であるもの
- 六 省エネルギー法第二百五条第二項に規定する特定旅客輸送事業者
- 七 省エネルギー法第三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者(第八条第三項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。)であつて、輸送能力の合計(省エネルギー令第十五条第一項で定める輸送能力の合計をいう。次号において同じ。)が三百両以上であるもの
- 八 省エネルギー法第三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者(第八条第八項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。)であつて、輸送能力の合計が三百両以上であるもの
- 九 省エネルギー法第三十九条第三項に規定する特定航空輸送事業者
- 十 十六 (略)
- (法の規定の適用に係る技術的読替え)
- 第八条 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項(同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十七条第一項(同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、又は同法第三十八条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分(同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者(次項において単に「認定管理統括事業者」という。)にあつては、当該者に係る部分に限る。)がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項	当該報告に係る事項	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、同法第二十七條第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）</p>
第二十八条第二項第一号及び第二号	当該報告に係る事項	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六條第一項、第二十七條第一項又は第三十八條第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）</p>
第二十八条第二項第二号	当該報告に係る事項 （当該事項）	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六條第一項、第二十七條第一項又は第三十八條第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>
	（略）	（略）

2 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十條第三項、第八十一條第三項又は第八十二條第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの

使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十八条第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあっては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）
第二十八条第二項第一号及び第二号	当該報告に係る事項 （当該事項）	当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括事業者にあっては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）とし、これらの事項
(略)	(略)	(略)

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第百二十七条第一項(同法第百三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第百三十二条第一項(同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、又は同法第百四十一条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分(認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。))がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十八条第一項	当該報告に係る事項	<p>当該報告に係る事項(第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百三十六条第一項(同法第百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)、同法第百二十七条第一項(同法第百三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)、同法第百三十二条第一項(同法第百三十六条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項(同法第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者(次項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。))にあつては、当該者に係る事項に限る。))及び主務省令で定める事項)</p>
第二十八条第二項第一号及び第三号	当該報告に係る事項	<p>当該報告に係る事項(第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十六条第一項、第百二十七条第一項、第百三十二条第一項又は第百四十一条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項(認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。))及び主務省令で定める事項)</p>

第二十八条第二項第二号	当該報告に係る事項 (当該事項)	当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十二条第一項、第百三十二条第一項又は第百四十一条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項とし、これらの事項
(略)	(略)	

4 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項（同法第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百十五条第一項（同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十一条第一項（同法第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第百十五条第一項（同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（同法第百十三条第二項に規定する認定管理統括荷主（次項において単に「認定管理統括荷主」という。）にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）
第二十八条第二項第一号及び第二	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項又は第百十五条第一項の規定によ

三 号		る報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）
第二十八條第二 項第二号	当該報告に係る事項 （当該事項  （略）	当該報告に係る事項（第三十四條第一項の規定により第二十六條第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一條第一項又は第百十五條第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項とし、これらの事項  （略）

5 法第三十四條第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八條第一項（同法第四十八條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第二十九條第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六條から第三十三條まで及び第六十四條の規定の適用については、法第三十四條第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八條第一 項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第三十四條第二項の規定により第二十六條第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第三十八條第一項（同法第四十八條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第二十九條第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第二十八條第二 項第一号及び第 二	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第三十四條第二項の規定により第二十六條第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八條第一項の規定による報告については、管

三 号	第二十八條第二 項第二号	当該報告に係る事項 (当該事項)	理関係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項)
(略)	(略)	(略)	当該報告に係る事項(第三十四條第二項の規定により第二十六條第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八條第一項の規定による報告については、管理関係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項)

6 法第三十四條第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二條第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六條から第三十三條まで及び第六十四條の規定の適用については、法第三十四條第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

(略)	第二十八條第一 項	当該報告に係る事項	(略)
第二十八條第二 項第一号及び第 二	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項(第三十四條第二項の規定により第二十六條第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十二條第三項の規定による報告については、「管理関係事業者」という。)であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項)	当該報告に係る事項(第三十四條第二項の規定により第二十六條第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二條第三項の規定による報告については、管

三号		理関係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項)
第二十八条第二項第二号	当該報告に係る事項 (当該事項)	当該報告に係る事項(第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項の規定による報告については、管理関係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項)
(略)	(略)	(略)

7 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第一百五十一条(同法第一百九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告のうち管理関係荷主であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分  
が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における  
法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同  
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項(第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第一百五十一条(同法第一百九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定による報告については、同法第三十三条第二項第二号に規定する管理関係荷主(次項において単に「管理関係荷主」という。)であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項)
第二十八条第二項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項(第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなさ

<p>項第一号及び第三号</p>		<p>れるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第一百五十一条の規定による報告については、管理関係荷主であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項)</p>
<p>第二十八条第二項第二号</p>	<p>当該報告に係る事項 (当該事項)</p>	<p>当該報告に係る事項(第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第一百五十一条の規定による報告については、管理関係荷主であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

8

法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十二条第一項(同法第三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告のうち管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二十八条第一項</p>	<p>当該報告に係る事項</p>	<p>当該報告に係る事項(第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百三十二条第一項(同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。))の規定による報告については、同法第百三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者(次項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。)であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項)</p>
<p>第二十八条第二項第一号及び第二</p>	<p>当該報告に係る事項</p>	<p>当該報告に係る事項(第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十二条第一項の規定による報告については、</p>

別表第七（第五条―第七条関係）

<p>三号</p>	<p>第二十八条第二項第二号</p>	<p>当該報告に係る事項 (当該事項)</p>	<p>管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量          イ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において焼却され、又は環境省令・経済産業省令で定める製品の製造の用途に供された当該廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量          ロ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料(廃棄物を原材料とする燃料をいう。以下同じ。)ごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従つて使用された当該廃棄物燃料の量(当該廃棄物燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
<p>六</p>	<p>廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用</p>	<p>(略)</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量          イ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において焼却され、又は環境省令・経済産業省令で定める製品の製造の用途に供された当該廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量          ロ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料(廃棄物を原材料とする燃料をいう。以下同じ。)ごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従つて使用された当該廃棄物燃料の量(当該廃棄物燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

別表第八（第五条―第七条関係）

<p>一</p>	<p>燃料（廃棄物燃料を除く。）の使用又は電気炉における電気の使用</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下イにおいて「施設等」という。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに廃棄物燃料以外の燃料で環境省令・経済産業省令で定めるところに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設等において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 算定排出量算定期間における電気炉（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。）において使用された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）（抄）

（温室効果ガス算定排出量の報告）

第二十六条 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあつては、当該

事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

## 2 (略)

3 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係）

第三十四条 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第四十条第一項（同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第七十七条第一項（同法第四十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第一百九条第一項（同法第二百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二百三十一条第一項（同法第四百零二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第四百零五条第一項（同法第四百零五条第一項（同法第三百三十六条第一項（同法第四百零二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四百零五条第一項の規定による報告があったときは、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者、同法第一百七十七条第二項に規定する認定管理統括荷主及び同法第三百三十四條第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）は、エネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。次項及び次条において同じ。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣」とあるのは、同法第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務大臣」と、同法第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣」と、同法第一百七十七条第一項（同法第四百零二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二百三十一条第一項（同法第四百零二条第二項の規定により読み



○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）

（指定公共機関）

第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

一（三）六 （略）

三十七 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの

イ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）、同法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同法第十一号に規定する送電事業者及び同項第十五号に規定する発電事業者（その事業の用に供する発電用の電気工作物（同項第十八号に規定する電気工作物をいう。）に係る出力の合計、発電の方法その他の事情からみて、その営む同項第十四号に規定する発電事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）

ロ（三）又 （略）

○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）（定義）

第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、第四号及び第八号ハ（1）を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一（一）六 （略）

七 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

八 （略）

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（抄）  
（指定公共機関）

第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

一〇十九 (略)

二十 次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの

イ〇へ (略)

ト 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者(同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。)、同法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同法第十一号に規定する送電事業者及び同項第十五号に規定する発電事業者(その事業の用に供する発電用の電気工作物(同項第十八号に規定する電気工作物をいう。))に係る出力の合計、発電の方法その他の事情からみて、その営む同項第十四号に規定する発電事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。)

チ〇ヨ (略)

○新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇六 (略)

七 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。)、医療機器(同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。))又は再生医療等製品(同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。))の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

八 (略)

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)(抄)  
(生活関連等施設)

第二十七条 法第二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号の電気事業者がその事業の用に供する発電所（最大出力五万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧十万ボルト以上のものに限る。）

二〇十（略）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十二号）（抄）

（生活関連等施設の安全確保）

第一百二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

二〇八（略）

○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）

（燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に係る財政上の措置等）

第五十条（略）

二〇六（略）

7 法第八十五条第三項第一号ホに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一〇八（略）

九 エネルギーの使用の合理化又は電気の需要の平準化に資する設備の設置の促進のために行う事業に要する費用に係る補助金（次号に該当するものを除く。）の交付

十 地域の特性に応じて可燃性天然ガス、石炭及び非化石エネルギーを利用する設備若しくはエネルギーの使用の合理化若しくは電気の需要の平準化に資する設備の普及の促進のために行うモデル事業（以下この号において「モデル事業」という。）に要する費用に係る補助金、委託費若しくは利子補給金の交付又は地方公共団体若しくは特定民間団体（事業者、国民その他の者により構成される民間の団体であつて、可燃性天然ガス、石炭及び非化石エネルギーの利用の促進又はエネルギーの使用の合理化若しくは電気の需要の平準化を図ることを目的とするも

のをいう。以下この号において同じ。）が行うモデル事業に要する費用に充てるため当該地方公共団体若しくは特定民間団体に対して行う交付金の交付

十一 (略)

8・9 (略)

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（目的）

第八十五条 (略)

2 (略)

3 この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて政令で定めるもの（以下この号において「非化石エネルギー」という。）の開発及び利用の促進並びにエネルギーの利用の高度化の促進のためにとられる施策で経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの利用の高度化により行うもの限り、かつ、海外で行う場合にあつては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のためにとられる施策で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの

イ 二 (略)

ホ 非化石エネルギーを利用する設備の設置又はエネルギーの利用の高度化に資する設備の設置若しくは建築材料の使用を促進するための事業及び非化石エネルギーの流通の合理化又はエネルギーの利用の高度化を図るための調査に係る補助で政令で定めるもの

へ (略)

二 (略)

4 5 7 (略)

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（抄）

（研究開発法人による出資等の業務）

第七条の二 別表第二の第二欄に掲げる研究開発法人に係る同表の第三欄に掲げる個別法の規定の政令で定める出資並びに人的及び技術的援助

は、それぞれ同表の第四欄に定める出資並びに人的及び技術的援助とする。  
別表第二（第七条の二関係）

一 ～ 二 十一	(略)	(略)	(略)
二十二	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第十九号	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助
二十三 ～ 二十 七	(略)	(略)	(略)

○独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）（抄）※安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律による改正後時点（令和五年四月一日時点）  
（業務の範囲）

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～二十一 (略)

二十二 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

二十三～二十五 (略)

二十六 (略)

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

(参事官の職務)

第二百一十一条の二 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 五 (略)

六 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること。

七 九 (略)

○薬事・食品衛生審議会令(平成十二年政令第二百八十六号)(抄)

(所掌事務)

第一条 薬事・食品衛生審議会(以下「審議会」という。)は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
薬事分科会	一 (略) 二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

(略)	(略)
-----	-----

256 (略)

○財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）（抄）

（所掌事務）

第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百十六条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

三・四 (略)

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
(略)	(略)
たばこ事業等分科会	<p>一・二 (略)</p> <p>三 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百十六条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>四・五 (略)</p>

(略)

(略)

257 (略)

○国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）（抄）

（所掌事務）

第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百六条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
(略)	(略)
酒類分科会	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百六条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

257 (略)

(議事)

第八条 (略)

2、3 (略)

4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百六条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。

5 (略)

○食料・農業・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号)(抄)

(所掌事務)

第一条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百六条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二十五条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第一百二十二号)第七条の七第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号)第三十条第四項及び第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

○総合資源エネルギー調査会令(平成十二年政令第二百九十三号)(抄)

(所掌事務)

第一条 総合資源エネルギー調査会(以下「調査会」という。)は、経済産業省設置法第十九条第一項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

(分科会)

第六条 調査会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、調査会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務

基本政策分科会	<p>一・二 (略)</p> <p>三 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第八条第二項及び第十二条第二項の規定により調査会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
省エネルギー・新エネルギー分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づき調査会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
(略)	(略)

256 (略)

○交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（抄）

（所掌事務）

第一条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法第十四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
交通体系分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の規定により、並びにエネルギーの使用の合</p>

	<p>理化等に関する法律第百四条第三項、第百十二条第三項、第百十六条第三項、第百二十八条第三項、第百三十三条第三項及び第百四十二条第三項並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
<p>技術分科会</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第百四十六条第三項及び第百四十八条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

2 5 6 (略)

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第百三十七号）（抄）

（地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの）

第七条 (略)

2 5 4 (略)

5 法第十四条第一項第二十三号の政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令第四十六条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）とする。

一 5 六 (略)

七 バイオマス（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第百二十二号）第四条第七号に規定するバイオマスをいう。以下この号及び次号において同じ。）又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

八 (略)

6 (略)